

事務連絡
平成19年7月17日

各国公私立大学附属病院長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則制定について

標記のことについて、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

病院長におかれましては、その取り扱いにつき、遺漏の生じないよう、関係部署、関係職員への周知徹底をよろしくお願ひします。

【本件照会先】

文部科学省高等教育局医学教育課
大学病院支援室 平野、西山
電話 (03) 5253-4111 (内線2578)



健臓発第 0712001 号

平成 19 年 7 月 12 日

文部科学省高等教育部医学教育課長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について

平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の一部改正については、平成 19 年 7 月 12 日付け健発第 0712001 号厚生労働省健康局通知にて通知したところであるが、改正後のガイドラインの運用について、下記のとおり細則を定めたので通知する。

記

○ ガイドライン第 12 の 6 関係

- ・ 本人確認のほか、親族関係について、戸籍抄本、住民票又は世帯単位の保険証により確認すること。別世帯であるが戸籍抄本等による確認が困難なときは、少なくとも本籍地が同一であることを公的証明書で確認すべきであること。

○ ガイドライン第 12 の 7 関係

- ・ 倫理委員会等の委員会の構成員にドナー・レシピエントの関係者や移植医療の関係者を含むときは、これらの者は評決に加わらず、また、外部委員を加えるべきであること。
- ・ 生体腎移植においては、提供者の両腎のうち状態の良いものを提供者に止めることが原則とされている。したがって、親族以外の第三者から腎臓が提供される場合において、その腎臓が医学的に摘出の必要のない疾患を有するときにも、本項が適用される。